

千葉県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

(目 的)

第1条 千葉県の海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)に基づき、県、関係行政機関、市町村、民間団体等の地域の関係者が円滑な意思疎通や連絡調整を図ることを目的として、千葉県海岸漂着物対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(事 務)

第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 海岸漂着物処理推進法第14条に規定する地域計画の作成又は変更に関する協議。
- (2) 海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整。
- (3) その他海岸漂着物等の処理等の推進のために必要な事項。

(組 織)

第3条 推進協議会の委員は、別表に掲げる職にある者で構成する。

- 2 委員に事故あるときは、当該委員が指定した者がその職務を代理する。

(役 員)

第4条 推進協議会に会長を置く。

- 2 会長は、千葉県環境生活部環境対策監の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が指定した者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議は原則として公開とする。

(事務局)

第6条 推進協議会の事務を処理するため、千葉県環境生活部循環型社会推進課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表（第3条関係）

	機関・団体名	役職名	備考
1	環境省関東地方環境事務所	資源循環課長	
2	国土交通省関東地方整備局 千葉港湾事務所	副所長	
3	千葉県漁業協同組合連合会	指導部長	
4	(特非) 環境パートナーシップちば	代表理事	
5	一般財団法人千葉県環境財団	理事長	
6	銚子市	生活環境課長	
7	館山市	建設環境部環境課長	
8	木更津市	環境部資源循環推進課長	
9	旭市	環境課長	
10	鴨川市	市民福祉部環境課長	
11	富津市	市民部環境保全課長	
12	南房総市	建設環境部環境保全課長	
13	山武市	産業振興部商工観光課長	
14	いすみ市	環境保全課長	
15	大網白里市	商工観光課長	
16	九十九里町	まちづくり課長	
17	横芝光町	環境防災課長	
18	一宮町	都市環境課長	
19	白子町	商工観光課長	
20	御宿町	全町公園課長	
21	長生村	下水環境課長	
22	鋸南町	建設水道課長	
23	千葉県	環境生活部環境対策監	会長
24	千葉県	環境生活部環境政策課長	
25	千葉県	環境生活部自然保護課長	
26	千葉県	環境生活部循環型社会推進課長	
27	千葉県	商工労働部観光企画課長	
28	千葉県	農林水産部森林課長	
29	千葉県	農林水産部水産局漁業資源課長	
30	千葉県	農林水産部水産局漁港課長	
31	千葉県	県土整備部河川環境課長	
32	千葉県	県土整備部港湾課長	